



医政発1222第12号

薬食発1222第1号

老 発1222第2号

平成23年12月22日

北海道知事  
青森県知事  
岩手県知事  
宮城県知事  
福島県知事  
茨城県知事  
栃木県知事  
埼玉県知事  
千葉県知事  
新潟県知事  
長野県知事

殿

厚生労働省医政局長



医薬食品局長



老健局長



厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の公布について（通知）

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府令・厚生労働省令第9号。以下「特例命令」という。）が、本日公布され、平成23年12月26日より施行することとされたところである。

特例命令の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 特例命令の趣旨

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第35条において、法第4条に規定する特定地方公共団体が、法第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業であって復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用することとされた。

これを踏まえ、復興の円滑かつ迅速な推進のために規制の特例措置を認める必要があるものについて、厚生労働省関係の政令等規制事業として次のとおり定めることとした。

### 2 特例命令の内容

#### 一 地域医療確保事業（第1条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑か

つ迅速な推進のために必要な医療を担う病院を確保する事業（地域医療確保事業）及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の病院のうち、一定の申請書等を踏まえ道県の知事が必要と認めるものに対して、以下の特例措置の適用を認めること。

- ・ 配置すべき医療従事者数の計算に当たり、入院患者の数等については、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数を用いることができること
- ・ 医師配置標準については、通常の90%相当に緩和すること（ただし、医師3人は下回らないものとする。）

## 二 医療機器製造販売業等促進事業（第2条及び第3条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において雇用機会の創出その他復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療機器の製造販売業者及び製造業者の事業の開始を促進する事業（医療機器製造販売業等促進事業）及びその事業の期間を定め、並びに医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件に関する基準について医療機器の品質管理上、保健衛生上等の観点から薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に定める基準に相当する基準を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日からその事業の期間が満了する日までの間、薬事法施行規則に定める医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件に関する基準について、当該復興推進計画に定めた基準を適用するものとする。

## 三 薬局等整備事業（第4条及び第5条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な薬局及び店舗販売業の店舗を整備する事業（薬局等整備事業）を定め、かつ、その事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日からその事業の期間が満了する日までの間、当該事業の対象である薬局等であって、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に定める面積に関する基準

を満たさないもののうち、その所在地の道県知事等が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、薬局等構造設備規則に定める面積等の構造設備に関する基準の一部を適用しないものとする。

#### 四 訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（第6条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業（訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものについて、開設主体を病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しないこととする。

#### 五 介護老人福祉施設等整備推進事業（第7条関係）

特定地方公共団体が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人福祉施設等の整備を推進する事業（介護老人福祉施設等整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の介護老人福祉施設等であって、病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと所在地の道県知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、市町村長）が認めるものについては、医師の配置基準について適用しないこととする。

#### 六 介護老人保健施設整備推進事業（第8条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人保健施設の整備を推進する事業（介護老人保健施設整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の

認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の介護老人保健施設であつて、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものに対する医師の配置基準については、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすること。

#### 七 介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（第9条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業（介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものについて、開設主体は、病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しないこととすること。

### 3 施行期日等

- 一 この命令は、法の施行の日（平成23年12月26日）から施行することとしたこと。（附則第1条関係）
- 二 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び薬局等構造設備規則に係る政令等規制事業に関する経過措置を設けたこと。（附則第2条及び第3条関係）